

陳情書の取扱いについて（案）

1 取扱い案

案	方向性	内容	文書表の掲載	備考
A	提出件数の上限を設定	<p>○上限を超えて提出の場合は審査対象とする陳情を提出者が選定。</p> <p>○件数の上限設定の範囲で提出された陳情の取扱いは、従来どおり。</p> <p>○上限設定を超えて提出された陳情は、議長保管扱いとし、議員は議長の許可を得て閲覧可。</p>	委員会付託する陳情	○審査除外基準あり（従来どおり）
B	意見書提出・決議等を求める陳情を審査し、それ以外の陳情は参考送付	<p>○意見書提出及び決議等を求める陳情は委員会に付託し審査。</p> <p>○上記以外は全議員及び区長に参考送付。</p>	委員会付託する陳情	<p>○審査除外基準あり（従来どおり）</p> <p>○送付除外基準あり（新規）</p>
C	参考送付	○全議員及び区長に参考送付	掲載しない	○送付除外基準あり（新規）
D	従来どおり	○従来どおり	委員会付託する陳情	○審査除外基準あり（従来どおり）

2 今後のスケジュール案（令和3年第2回定例会分から変更する場合の想定）

日程等		内容
令和2年11月17日	議会運営委員会	検討方法、スケジュール確認
11月24日	議会運営委員会	取扱いの方向性を検討
12月2日	議会運営委員会	取扱いの方向性を決定
12月7日	議会運営委員会	取扱いの方向性の決定に基づき、陳情書の取扱いについての規程を議会運営委員会で決定
12月8日～	区議会ホームページ等で周知開始	取扱いを変更する旨の周知
令和3年2月12日～	変更後の取扱いに基づく陳情の受付開始	令和3年第2回定例会分の請願・陳情受付期間 2月12日～6月3日